

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス
〔職業紹介サービス〕

成功報酬

（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）
当該求職者の終業後１年間に支払われる賃金
（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の
３０％

（期間の定めのある雇用契約の場合）
当該求職者の就業後、雇用契約期間中
（雇用期間が１年を超える場合は最大１年分）
に支払われる賃金
（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の
３０％

手数料負担者は求人者とします。